

<病床機能分化・連携促進基盤整備事業> 負担割合 事業者1/2 県1/2

「A 回復期病床への転換」に係る財政支援

回復期以外から回復期へ10床以上転換する際に必要となる施設・設備を補助

- ①新築・増改築 1床当たり 6,115千円
- ②改修 1床当たり 4,270千円
- ③設備 1施設当たり 10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)

「B 医療機関の事業縮小」に係る財政支援

各圏域において過剰とされている病床を10床以上削減する際に必要となる費用を補助

- ①施設整備 1床当たり 4,270千円
- ②建物処分 1床当たり 2,320千円
- ③機器処分 1施設当たり 5,400千円(H28.3.31まで取得したものに限る)
- ④退職金の割増相当額 1人当たり 6,000千円

「C 複数の医療機関の連携により病床再編」に係る財政支援

複数医療機関間で合意し10床以上削減する再編計画の際に必要な費用を補助

- ①新築・増改築 1床当たり 6,115千円
- ②改修 1床当たり 4,270千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)
- ④建物処分 1床当たり2,320千円(H28.3.31まで取得したものに限る)
- ⑤機器処分 1施設当たり10,800千円(H28.3.31まで取得したものに限る)
- ⑥退職金の割増相当額 1人当たり 6,000千円
- ⑦現給保障 1人当たり 6,000千円



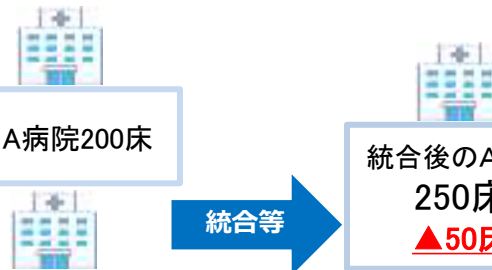
計200床
急性期200床

計200床
急性期190床
回復期 10床



計200床
急性期200床

計180床
急性期180床
▲20床



B病院100床
廃止

病床機能分化・連携促進基盤整備事業の概要

令和 8 年 4 月
広島県医療政策課

趣旨

広島県地域医療構想（平成 28 年 3 月策定）の実現に向けて、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等に際して必要となる経費に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携への自主的な取組を支援する。

1 回復期病床への転換に係る事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、回復期以外の病棟（室）を主に回復期機能を提供する地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）へ転換（事業を実施する施設において 10 床以上の転換を伴うものに限る。）する際に必要となる施設・設備整備事業

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	① 新築・増改築 従前のものと著しく異なる建物を新しく建てる場合や、従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床 1 床当たり 6,115 千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床 1 床当たり 4,270 千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
設備整備	1 施設当たり 10,800 千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1 品当たりの単価が 100 千円以上のものに限る。

補助率：施設整備 1／2、設備整備 1／2

2 医療機関の事業縮小に係る事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、各圏域において過剰とされている病床を削減(事業を実施する施設において10床以上の病床削減を伴うものに限る。)することに伴う次の事業

- a. 不要となった病棟(室)等を他の用途へ変更(機能転換を除く)する際に必要な施設整備
- b. 不要となった建物・医療機器の処分(施設等処分)
- c. 職員の早期退職に要する経費(人件費)

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	削減病床1床当たり 4,270千円	不要となる病棟(室)を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
施設等処分	建物処分 削減病床1床当たり 2,320千円 機器処分 1施設当たり 5,400千円	不要となる建物・医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る) ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得(契約)したものにより対象とする。
人件費	早期退職制度を活用する職員 1人当たり 6,000千円	病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額

補助率：施設整備 1／2、施設等処分 1／2、人件費 1／2

3 複数の医療機関間の連携による病床再編事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、複数医療機関間で合意した再編計画(再編計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。)に基づき実施する次の事業

- a. 病床再編に伴い必要となる施設・設備整備
- b. 病床再編に伴い不要となった建物・医療機器の処分、医療機器の移転(事業を実施する施設において病床削減を伴うものに限る。)(施設等処分)
- c. 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に要する経費(人件費)

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	(1) 病棟(室)等の施設整備 ①新築・増改築 従前のものと著しく異なる建物を新しく建てる場合や、従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床1床当たり 6,115千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床1床当たり 4,270千円	(1) 再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備(用途変更を含む)するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(2)との併用はできないものとする。
	(2) 病床を含まない施設整備 ①新築・増改築 従前のものと著しく異なる建物を新しく建てる場合、従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合又は、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床1床当たり 6,115千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床1床当たり 4,270千円	(2) 再編後の地域の医療提供体制を維持するために必要な施設の新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(1)との併用はできないものとする。

設備整備	1 施設当たり 10,800 千円	再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟（室）等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1 品当たりの単価が 100 千円以上のものに限る。
施設等処分	建物処分 削減病床 1 床当たり 2,320 千円 機器処分（機器移転） 1 施設当たり 10,800 千円 ※病床を削減する施設に限る	病床再編に伴い不要となる建物・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）及び再編に伴う医療機器の移転に要する経費 ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。
人件費	（１）退職金の割増相当額 一人当たり 6,000 千円 （２）現給保障 1 人当たり 6,000 千円 （補助期間の上限は、雇用契約締結後 3 年間）	（１）退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 （２）新たに雇用契約を締結する職員（再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において再編を行う場合の再編医療機関間の職員異動に限る。）の現給保障に要する経費のうち、名称に関わらず次の性質を有する給与 ただし、給与は、法人等の就業規則等で定めたものを対象とし、名称に関わらず時間外手当の性質を有するもの及び法定福利費を除く （ア）基本給 （イ）賞与 （ウ）技能手当 （エ）管理職手当 （オ）通勤手当 （カ）住居手当 （キ）扶養手当 （ク）その他県が認めるもの

補助率：施設整備 1／2（3／4）、設備整備 1／2（3／4）、施設等処分 1／2（3／4）、人件費 1／2（3／4）

注）（ ）内に示した補助率は、令和 8 年 3 月 31 日までに厚生労働省が選定する重点支援区域（令和 2 年 1 月 10 日付け医政地発 0110 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知に基づき厚生労働大臣が選定する地域をいう。）に選定された場合又は再編統合を行う複数の医療機関の再編統合前の病床合計数が 400 床以上である計画若しくは再編統合を行う複数の医療機関の中に、特定機能病院若しくは地域医療支援病院が含

まれる計画であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において、再編が行われる場合であること
- (2) 複数医療機関が合意した再編計画に含まれている医療機関の間で、再編統合後に職員の受入れがなされること
- (3) 医療機関が所在する圏域の地域医療構想調整会議及び県単位の地域医療構想調整会議において合意を得ること
- (4) 再編計画が、令和 8 年 3 月 31 日までに事業を実施する施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において確認されていること

4 留意事項

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業については、地域医療構想と整合性がとれている必要があることから、施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、事業活用を希望する医療機関が自ら地域医療構想と整合性がとれていることを、資料を用いて説明し、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認される必要があること。圏域の病床の状況等を踏まえた議論の結果、事業対象とならない場合もあること。

なお、圏域の地域医療構想調整会議に提出する資料作成に当たっては圏域の事務局と調整を要するものであること。

- 上記基準単価は補助の上限であり、実際の補助対象経費がこれらを下回る場合は、実際の経費に基づいて算定を行うこと。
- 上記補助制度の内容については、変更が生じる場合があること。
- 事業を実施するに当たり、補助事業者は実施年度までの直近 5 年間にわたり継続して、医療法第 30 条の 13 に基づく知事への報告を行っていることが必要であること。